

「大阪府居住安定確保計画（「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画）」（案）」に関するパブリックコメントについて

寄せられた意見等と府の考え方

	意見等の内容	府の考え方
<p>第2 現状及び課題</p>		
<p>2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援</p>		
<p>1</p>	<p>高齢者、外国人、中国残留邦人等今回策定されている住宅配慮者について                      ○高齢者（単身においては定期的な見守り、医療対策が必要。）                      ○外国人、中国残留邦人出身地域での慣習、残留邦人（東北部とそれ以外での生活習慣でのギャップ対策が必要）                      →居住後のトラブル対策のため。</p>	<p>いただいたご意見については、次の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯、性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者に対して、大阪府の各種計画による取組みとも連携し、総合的な支援を行うことが必要です。                      ついては、居住支援法人や居住支援協議会等と行政とが連携し、支援を必要とする人に対して居住支援体制を構築していきます。                      (参考：P51)</p>